

42. 119. 01

「需要者の間に広く認識されている商標」 に関連する資料の取扱い

商標法第4条第1項第10号、第11号、第15号又は第19号の審査において、「需要者の間に広く認識されている商標」に関する審査を円滑かつ統一行的に行うため以下の資料を利用するものとする。

資料の種類	資料の取扱い
<p>外国周知商標 ドイツ編【「ドイツ産業連盟」BDI (Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.) 作成】 フランス編【「フランス工業所有権庁」作成】 イタリア編【「イタリア商標模倣品対策協会」INDICAM (Istituto di Centromarca per la lotta alla contraffazione)作成】 中国編【「中国国家工商行政管理局商標局」作成】 韓国編【「AIPPI・KOREA」作成】 この資料は、当該国で周知な商標として、その国（外国政府又は外国政府に準ずる公益法人）から情報提供されたものである。 今後、情報提供があった場合は逐次追加する。</p>	<p>掲載されている商標については、原則として当該国における需要者の間に広く認識されている商標と推認して取り扱うものとする。</p> <p>（関係条文） 第4条第1項第19号</p>
<p>FAMOUS TRADEMARKS IN JAPAN 日本有名商標集</p> <p>この資料は、わが国の有名商標として社団法人国際工業所有権保護協会日本部会(AIPPI・JAPAN)によって作成され情報提供されたものである。</p>	<p>掲載されている商標については、わが国における周知度、指定商品及び指定役務との関係等を考慮して取り扱うものとする。</p> <p>（関係条文） 第4条第1項第10号、第11号、第15号、第19号</p>